第４号様式（第25条関係）（第３面）（平17国交令８・追加、令元国交令20・一部改正）

（日本産業規格Ａ列４）

記載要領

１　船員派遣事業の許可の申請をしようとする場合の記載方法

２欄には、事業開始を予定する日及びその日の属する事業年度の次の事業年度の終了の日を記載すること。

２　船員派遣事業の許可の有効期間の更新の申請をしようとする場合の記載方法

２欄には、許可の有効期間の更新を予定する日及びその日の属する事業年度の次の事業年度の終了の日を記載すること。

３　３の①欄については、計画対象期間において船員職業安定法第55条第１項の許可を受けて行っており、又は行おうとする船員派遣事業に係る派遣船員として雇用していることが予定される１日あたりの平均数を記載すること。

４　３の②欄は、加入している保険の文字を○で囲むこと。

５　４の③欄は、該当する文字を○で囲むこと。

６　４の④欄には、船員派遣事業関係業務に従事する者の指揮命令の系統及び派遣元責任者（派遣元責任者の職務代行者を含む。）の位置を記載すること。

７　５の⑶の①欄は、「新規採用者への訓練」、「派遣前訓練」、「維持・向上訓練」等具体的に記載すること。

８　５の⑶の②欄は、「新規に採用した者」、「４級海技士（航海）の受験資格を有する者」等具体的に記載すること。

９　５の⑶の④欄の「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「Off-JT」とはそれ以外の教育訓練のことをいうものであり、該当する欄に○印を記載すること。複数の方法により教育訓練を行うときは、該当する欄すべてに○印を記載すること。また、参加した者に対しての賃金の支給に関して、該当する文字を○で囲むこと。

10　５の⑶の⑤欄は、該当する欄に○印を記載すること。複数の実施主体により教育訓練を行うときは、該当する欄すべてに○印を記載すること。

11　７欄には、個人の場合には納税期末日における事業に係る資産等の状況について記載すること。

12　８欄には、株式会社のみ、持株数の多い順序に従い５名記載すること。

13　船員派遣事業計画書を複数の事業所について提出する場合は、一の事業所の船員派遣事業計画書に記載すれば、他の船員派遣事業計画書の７欄及び８欄の記載は要しない。

14　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。